

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第5条第1項第2号の公安委員会
が指定する日及び地域

平成28年3月11日公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号）第5条第1項第2号の公安委員会が指定する日及び地域は、次のとおりとし、平成28年6月23日から施行し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第1項第2号の公安委員会が指定する日及び地域（平成11年岩手県公安委員会告示第3号）は、同月22日限り、廃止する。

指定する日	指定する地域
盛岡さんさ踊りのある日の翌日	盛岡市のうち平成18年1月9日における盛岡市の区域
盛岡七夕まつりのある日の翌日	
盛岡八幡宮例大祭のある日の翌日	
宮古夏まつりのある日の翌日	宮古市のうち平成17年6月5日における宮古市の区域
みやこ秋まつりのある日の翌日	
横山八幡宮例大祭のある日の翌日	
三陸・大船渡夏まつりのある日の翌日	大船渡市の区域
花巻夏まつりのある日の翌日	花巻市のうち大迫町、石鳥谷町及び東和町を除く区域
花巻まつりのある日の翌日	
石鳥谷まつりのある日の翌日	花巻市石鳥谷町の区域
土沢七夕まつりのある日の翌日	花巻市東和町の区域
土沢まつりのある日の翌日	
北上・みちのく芸能まつりのある日の翌日	北上市の区域
ヤマセあきんど祭りのある日の翌日	久慈市のうち山形町を除く区域
久慈秋まつりのある日の翌日	
日本のふるさと遠野まつりのある日の翌日	遠野市のうち宮守町を除く区域
一関夏まつりのある日の翌日	一関市のうち花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根町、川崎町及び藤沢町を除く区域
千厩夏まつりのある日の翌日	
釜石まつりのある日の翌日	釜石市の区域
二戸まつりのある日の翌日	二戸市のうち浄法寺町を除く区域
日高火防祭のある日の翌日	奥州市のうち平成18年2月19日における水沢市の区域
駒形神社奉還記念大祭のある日の翌日	
奥州水沢夏まつりのある日の翌日	
江刺甚句まつりのある日の翌日	奥州市のうち平成18年2月19日における江刺市の区域
江刺七夕まつりのある日の翌日	
奥州前沢春まつりのある日の翌日	奥州市のうち平成18年2月19日における胆沢郡前沢町の区域
岩手町秋まつりのある日の翌日	岩手郡岩手町の区域
志賀理和気神社例大祭のある日の翌日	紫波郡紫波町の区域
春の藤原まつりのある日の翌日	西磐井郡平泉町の区域
大槌まつりのある日の翌日	上閉伊郡大槌町の区域
山田八幡宮例大祭のある日の翌日	下閉伊郡山田町の区域
大杉神社例大祭のある日の翌日	
軽米秋まつりのある日の翌日	九戸郡軽米町の区域
一戸まつりのある日の翌日	二戸郡一戸町の区域

備考 この表に掲げる地域の名称は、平成28年3月1日における名称とし、この表において定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。